

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月16日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	鳥取県
3. 市区町村名	北栄町
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	9-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.e-hokuei.net/1654.htm

執行機関名 北栄町長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	北栄町特別医療費助成条例による小児医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	7	
③番号法別表第2の項	9	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		北栄町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表1 第1の項 北栄町特別医療費助成条例(平成17年条例第92号)による小児医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第1条	北栄町特別医療費助成条例(平成17年条例第92号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 すべての国民は、 <u>児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。</u> 2 すべての <u>児童は</u> 、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。	第一条 身体障がい者 <u>その他特に医療費の助成を必要とする者の医療費</u> について助成することにより、これらの者の <u>健康の保持及び生活の安定</u> を図り、もってその福祉を増進することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		北栄町特別医療費助成条例(平成17年条例第92号)